

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（9価 HPV
ワクチン）について

日医発第 1718 号（健Ⅱ）

令和4年 12月3日

「組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（9価 HPV ワクチン）による接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において予防接種法に基づくヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に加える方針が了承され、法令改正等を経て令和5年4月1日から開始される見込みである。

記

○9価 HPV ワクチンの添付文書において、

- ・9歳以上の女性に1回 0.5mL を合計3回、筋肉内に注射する。
- ・1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。
- ・通常、2回目は初回接種の2カ月後、3回目は6カ月後に接種する。
- ・2回目及び3回目の接種を初回接種の2カ月後及び6カ月後にできない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1カ月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3カ月以上の間隔を置いて実施すること。

○2価又は4価の HPV ワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が、9価 HPV ワクチンにより残りの回数の接種を行う方法（交接種）も、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施可能となる予定であること。

○現在国において、2回の接種により完了となる9価 HPV ワクチンの接種方法の薬事承認の審査が行われていること。

○9価 HPV ワクチン接種に係る副反応疑い報告基準は、現行と同様とされる予定であること。

（参考） ・第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（厚生労働省ホームページ）：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29181.html ・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（医薬品医療機器総合機構ホームページ）：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/6313410> ・予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（令和4年11月30日付日医発第1685号（健Ⅱ）（法安））